

大規模地震対策特別措置法

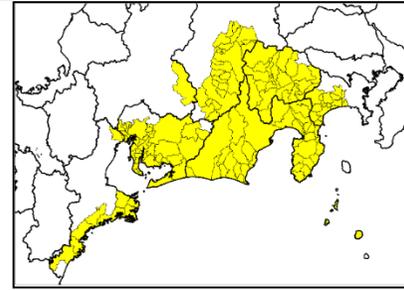
大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月制定)

○ 地震防災対策強化地域の指定

内閣総理大臣

指定

- ・ 中央防災会議に諮問
- ・ 関係都道府県知事に意見聴取



地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域

○ 警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進

【基本計画】

(中央防災会議)

- ・ 警戒宣言発令時の国の基本方針
- ・ 強化計画・応急計画の基本事項
- ・ 総合防災訓練に関する事項 等

【強化計画】

(都道府県、市町村、
指定行政機関、指定公共機関)

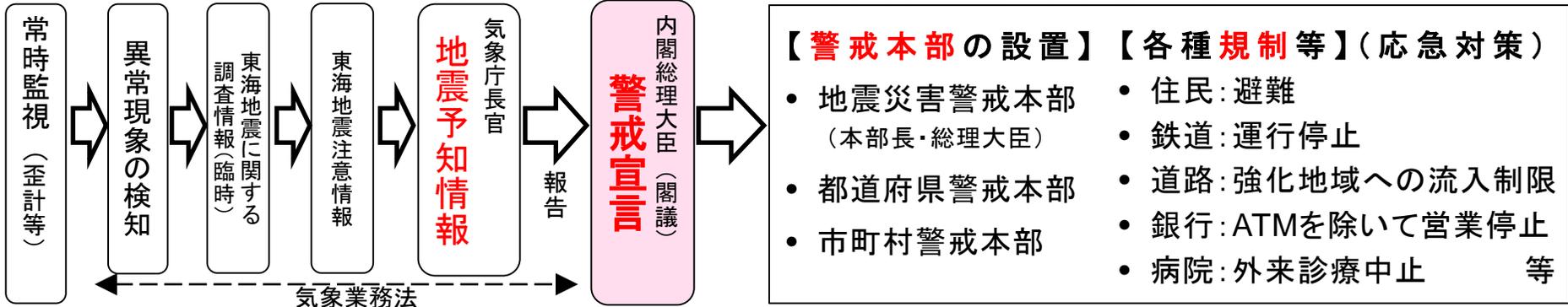
- ・ 地震防災応急対策に関する事項
- ・ 緊急に整備すべき施設に関する事項
- ・ 地震防災訓練に関する事項 等

【応急計画】

(病院、百貨店、鉄道事業等の民間事業者)

- ・ 地震防災応急対策に関する事項
- ・ 地震防災訓練に関する事項 等

○ 警戒宣言の発令 → 各種計画に基づき、地震防災応急対策を実施



○ 国による観測・測量の強化

○ 強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に補助

地震財特法による、消防用施設の整備、社会福祉施設の改築、公立小中学校の改築・補強に対する補助のかさ上げ

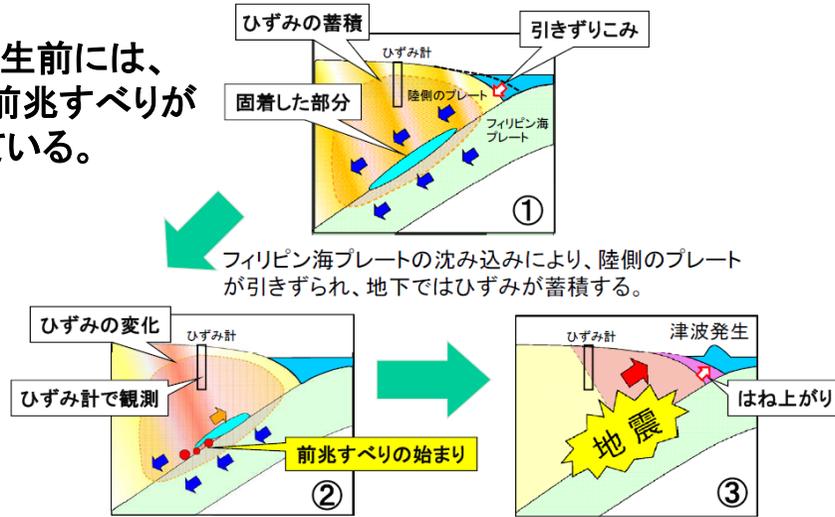
かさ上げ率: 消防用施設(1/3⇒1/2)、社会福祉施設(1/2⇒2/3)

公立小中学校(危険校舎改築1/3⇒1/2、非木造補強1/3⇒1/2(倒壊の危険性が高いもの等は2/3))

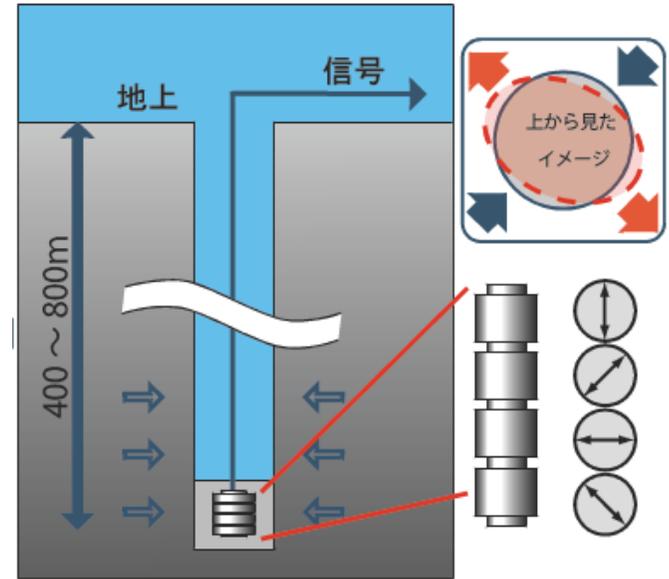
東海地震の想定震源域と観測体制

気象庁では、東海地震を予知するため、関係機関の協力も得て、東海地域の地震活動、地殻活動等を24時間体制で監視。

東海地震の発生前には、ゆっくりとした前兆すべりが始まるとされている。

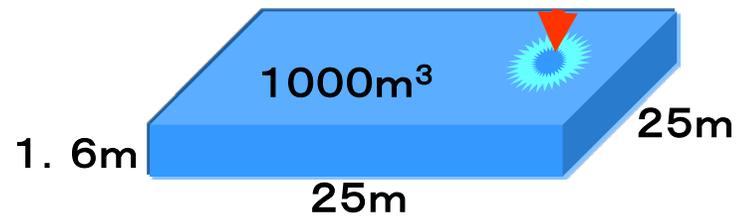


多成分ひずみ計

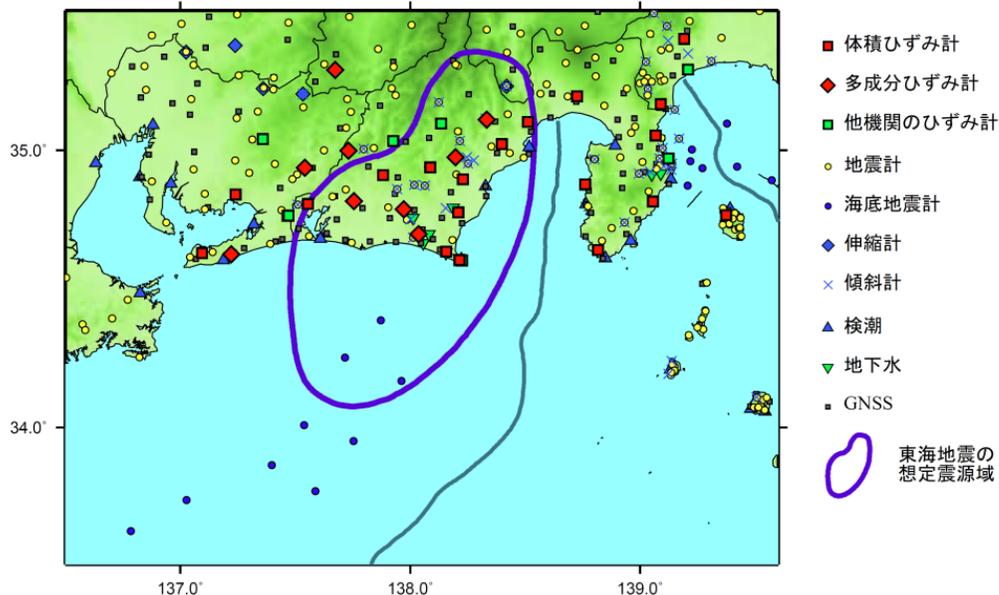


筒の径の変化 (4方向) を計測 (力の大きさとその方向を測る)

観測精度: 1000m³のプールに1cm³のビー玉を入れた時の体積変化を観測



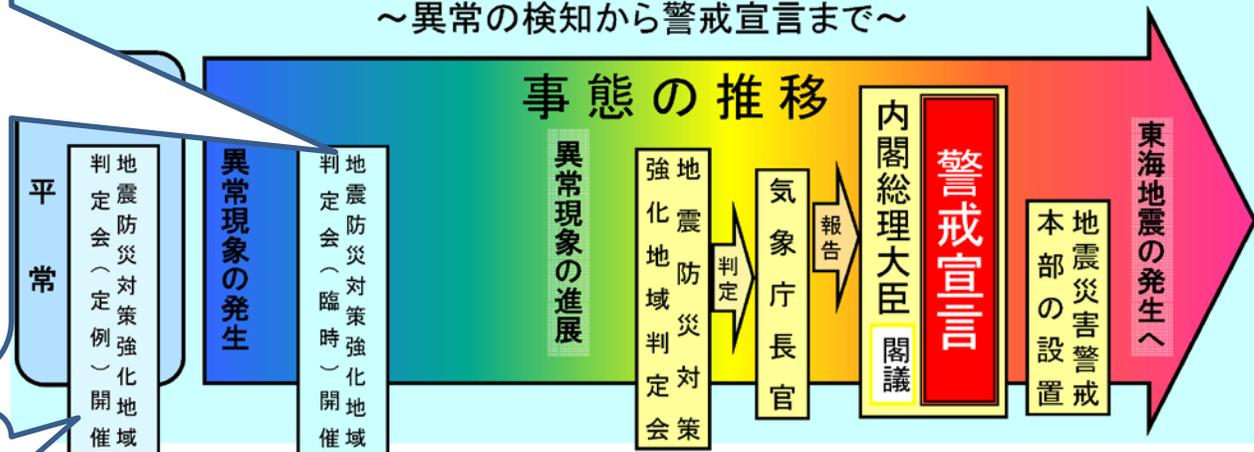
東海地域とその周辺の観測体制



東海地震に関する情報と予知体制

東海地震に関連する情報発表の流れ

～異常の検知から警戒宣言まで～



<平成21年8月11日>

本日（11日）5時7分頃に駿河湾の深さ20kmでM6.5（暫定値）の地震がありました。今回の地震が、想定震源域で発生した地震であることから、気象庁では、地震・地殻の観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査しています。

<平成28年7月25日>

現在のところ、東海地震に直ちに結びつくと思われる変化は観測していません。

防災機関等の対応

情報収集

準備行動

都県地震災害警戒本部
市町村地震災害警戒本部の設置

気象庁発表の「東海地震に関する情報」

東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

「カラーレベル 青」

東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表

東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

「カラーレベル 黄」

東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

「カラーレベル 赤」

注：観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する場合がある。

主な基本計画の改正

- ・平成11年改正
「判定会招集連絡報」を受けた防災関係機関担当職員の緊急参集
- ・平成15年改正
「注意情報」の導入に伴う準備行動の開始

東海地震に関連する調査情報（臨時）

- 1カ所のひずみ計で有意な変化が観測された場合
- 東海地域周辺でマグニチュード6以上（あるいは震度5弱以上）の地震を観測した場合

東海地震注意情報

- 2カ所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合
- 3カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合

東海地震予知情報

- 下記の基準かつ警戒宣言が発せられた場合
- 3カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合
- 5カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、気象庁で前兆すべりと判断した場合

東海地震の地震防災対策強化地域に係る 地震防災基本計画(概要)

中央防災会議決定
昭和54年9月
最終修正
平成23年3月

地震防災基本計画は、大規模地震対策特別措置法第5条第2項に基づき、警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項等について定めたもの

第1章 警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針

正確かつ迅速な情報の周知、防災関係機関等の相互連携、地震災害警戒本部の迅速な設置と的確な運営等

第2章 地震防災強化計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

○地震予知情報等の伝達等

○警戒宣言前の情報に基づく防災対応

- ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
平常時の活動の継続、防災関係機関における連絡用職員の確保等
- ・東海地震注意情報が発表された場合
防災関係機関の担当職員の緊急参集、救助部隊、医療関係者等の派遣準備、必要に応じた児童・生徒の帰宅、地域住民等への周知等

○地方公共団体の地震災害警戒本部等の設置及び要員参集体制

○避難対策等

避難対象地区内の住民等の避難、避難計画における避難対象地区及び避難方法の明示、災害時要援護者等の避難支援等

○交通対策

- ・道路
警戒宣言時における強化地域内での車両走行の抑制及び強化地域内への車両流入の制限等の交通規制の実施並びに事前周知等
- ・海上及び航空
津波に備えた海上交通の規制、飛行場の閉鎖等
- ・鉄道
警戒宣言前の運行の継続、警戒宣言時の強化地域内への進入禁止等

○自衛隊の地震防災派遣等 等

第2～4節 緊急に整備すべき施設等、防災訓練、教育及び広報に関する事項

第3章 地震防災応急計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 各計画において共通して定める事項

○地震予知情報等の伝達等

○発災後に備えた資機材、人員等の配備手配 等

第2 個別の計画において定めるべき事項

(例)

- ・病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設関係
地震予知情報等の顧客への伝達方法の明示、耐震性等の安全性確保を前提とした営業の継続、患者等の保護方法の具体的明示等
- ・石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係
緊急点検等の応急的保安措置の実施に関する事項についての時間帯に応じた具体的明示、施設周辺地域の居住者等に対する情報の伝達等
- ・鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係
発着場等の施設及び運行中の車両等における地震予知情報等の旅客等への伝達方法の具体的明示、運行停止等の運行上の措置の明示等
- ・学校関係
幼児、児童、生徒等に対する保護方法の具体化、避難対象地区における避難場所、避難誘導方法等の具体的明示

第2・3節 防災訓練、教育及び広報に関する事項

第4章 総合的な防災訓練に関する事項

中央防災会議を中心に関係省庁、関係地方公共団体、関係指定公共団体等が参加する総合防災訓練の実施

警戒宣言発令時の主な対応策

対策の義務付け	大震法	基本計画(国)	強化計画(静岡県)
①避難			
住民避難	【第26条】 市町村長による避難指示	避難対象地区の住民は避難(津波・土砂災害) 【H11修正】山間地では実情に応じて車両避難を検討 【H11修正】避難対象地区以外の住民は耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する旨を明示	避難対象地区の住民は避難(津波・土砂災害) 避難対象地区以外の住民は、居住する建物の耐震性等の状況に応じて、必要がある場合は避難 【H12修正】山間地等では実情に応じて車両避難を検討
②要配慮者施設			
社会福祉施設関係		施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を考慮して個々に決定 【H15修正】耐震性を考慮することを明示	【H15修正】耐震性がない施設では家族へ引き渡し又は他施設へ移送、安全性の確保されている施設は入所を継続
幼稚園、小・中学校等		学校の状況に応じて決定	【H15修正】授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引き渡し等の、生徒等の安全確保措置
病院		【H15修正】個々の施設の耐震性を十分に考慮して決定	【H15修正】外来診療の中止、非耐震施設での患者の移送等
③交通規制			
道路交通	【第24条】 避難、緊急輸送のための道路交通規制	強化地域への流入制限 強化地域内の走行制限 【H11修正】住民の日常生活影響等も考慮して、強化地域内の交通規制を実施するように明示	緊急輸送車両以外の車両の県内流入を極力制限 強化地域内の一般車両の走行抑制(走行車両は低速走行)
バス		運行停止その他運行上の措置	安全な場所に停車し、必要により乗客を避難
鉄道		運行停止(最寄りの安全な駅まで低速運転し停車) 【H15修正】津波の恐れがなく、震度6弱未満の地域は運行可	運行停止(最寄りの安全な駅まで低速運転し停車) 【H18修正】新幹線は6弱未満(名古屋以西)運行継続
航空		緊急輸送を除いて閉鎖	緊急輸送を除いて航空機の離着陸を原則停止
旅客船		港湾施設の利用が制限(船舶の入港制限、在港船舶の避難等規制の内容は、地域別に具体的内容を明示)された場合、津波による危険が予想される場合は発航禁止	安全な海域に避難又は津波の危険がない港に入港警戒宣言中は発航禁止
④その他			
百貨店・スーパー等		耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可。 【H11修正】耐震性を有する小売店の営業が可能 【H15修正】耐震性を有する百貨店等の営業が可能	【H15修正】生活必需品や防災用品等を販売する施設であって、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可
金融(銀行)		【H11修正】必要な範囲内で、ATM等の営業の継続努力	【H13修正】ATM(予め定めた店舗に限る)を除き営業停止
通信設備の優先利用	【第20条】 防災関係機関等の優先利用	通信の疎通が著しく困難になった場合、利用制限	防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続するため、必要に応じ一般通話の制限